

## 年度末・初めにおける 36 協定届等の届出について

～ 郵送や電子申請をぜひご活用ください ～

36 協定届等の届出について、毎年、3月の年度末と4月の年度初めには、労働基準監督署の受付窓口が来庁者で大変込み合います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、労働基準監督署では、

- ・ 職員に対する手洗い、咳エチケット等の徹底
- ・ アルコール消毒液の設置
- ・ 体調がすぐれない職員の休暇取得の勧奨

等の対策を講じ、感染症の防止対策に努めておりますが、36 協定等の届出に当たっては、郵送や電子申請をぜひご活用ください。

なお、郵送による届出については、届出内容等に問題がなければ、労働基準監督署に到達した日をもって受付いたします。

また、事業場の控えが必要な場合には、届出書類の他、事業場の控えの書類と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

ただし、返信までに時間を要する場合がありますので、ご承知願います。

令和2年3月

熊本労働局労働基準部監督課